○長岡市地域おこし協力隊（産業振興活動）設置要綱

平成31年４月16日

告示第295号

（趣旨）

第１条　この要綱は、長岡市地域おこし協力隊（産業振興活動）（地域おこし協力隊推進要綱（平成21年３月31日付け総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）で定める地域おこし協力隊で産業振興活動を行うもの（以下「協力隊」という。））の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（隊員）

第２条　協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２に規定する会計年度任用職員とする。

２　この要綱に定めるもののほか、隊員の任用、勤務条件、報酬その他就業に関する事項は、地方公務員法、長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年長岡市条例第11号）及び長岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年長岡市規則第29号）で定めるところによる。

（資格）

第３条　隊員の資格は、次に掲げるとおりとする。

(1)　次条第１項の規定による任用を受ける前において、別表に掲げる都市地域等の区域に住所を有し、かつ、当該住所に生活の本拠を置いていたこと。

(2)　次条第１項の規定による任用を受けた後において、直ちに本市（別表に掲げる都市地域等の区域の区分に応じ、同表に定める本市の居住地域による。）に住所を移し、かつ、当該住所に生活の本拠を置くことができること。

(3)　心身ともに正常な状態で、かつ、誠実に職務ができること。

２　本市以外の地方公共団体から推進要綱で定める地域おこし協力隊員として任用を受け、２年以上継続して同一地域において活動した経験を有する者であって、当該地域おこし協力隊員を解嘱された日から１年以内に次条第１項の規定による任用を受けるものについては、前項第１号の規定は、適用しない。

（任用）

第４条　隊員は、資格を有する者の中から公募により選任し、市長が任用する。

２　隊員の任用期間は、１年以内とする。ただし、初めて任用された年度にあっては、任用の日から当該年度の末日までとする。

３　市長は、前項の規定にかかわらず、３年を上限に年度を単位として、再度の任用をすることができる。ただし、地域協力活動として地場産業等に従事する隊員が次に掲げる要件の全てに該当し、任期終了後に当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うため、３年を超えて当該地域協力活動を行うことを希望し、市長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、２年を上限に年度を単位として延長（最長５年）することができるものとする。

(1)　当該地場産業等は、地域における存続・継承が必要なものとして市長が認めるものであること。

(2)　起業の場合は１人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。

(3)　本市に定住し、かつ、本市内で起業・事業承継を行うこと。

（職務）

第５条　隊員の職務は、地域協力活動として行う次に掲げる産業振興活動への従事とする。

(1)　産産連携、産学連携、新産業創出、起業、就職及び経営に関する支援

(2)　前号に掲げる活動を行うための事業の企画・運営及び情報発信業務

(3)　前２号に掲げる活動のほか、地域産業活性化のために市長が必要と認める活動

（報酬等）

第６条　隊員の職務に対する報酬の額は、長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づき、別に定める。

２　市長の命令により隊員が旅行した場合の旅費は、長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例第28条の規定に基づくものとする。

（勤務時間）

第７条　隊員の１週間当たりの勤務時間は、30時間以内とする。

２　隊員の勤務時間の割振りは、別に定める。

（退職）

第８条　隊員は、第４条第３項の規定に基づき再度の任用をされる場合を除き、任用期間満了により当然に退職する。

２　市長は、隊員が第３条の資格を失ったときは、その職を解くことができる。

（身分証明書）

第９条　市長は、隊員に身分証明書を交付するものとする。

２　隊員は、職務を行うときは、身分証明書を常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。

４　隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

５　隊員は、退職したときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

（その他）

第10条　隊員の所属は、商工部とする。

２　隊員に関する庶務は、商工部において処理する。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公表の日から施行する。

附　則（令和２年３月27日告示第110号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月30日告示第119号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（長岡市地域おこし協力隊（就職・求人活動支援員）設置要綱の廃止）

２　長岡市地域おこし協力隊（就職・求人活動支援員）設置要綱（令和２年長岡市告示第371）号は、廃止する。

（経過措置）

３　改正前の長岡市地域おこし協力隊（NaDeCオープンイノベーション・コーディネーター）設置要綱及び廃止前の長岡市地域おこし協力隊（就職・求人活動支援員）設置要綱の規定で採用された地域おこし協力隊隊員については、改正後の長岡市地域おこし協力隊（産業振興活動）設置要綱の規定の適用を受けるものとする。

附　則（令和７年１月20日告示第20号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附　則（令和８年３月27日告示第156号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

都市地域等の区域	本市の居住地域
三大都市圏内の市区町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252	全地域

条の19第１項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）を除く。以下この表において同じ。）の条件不利区域以外の区域	
三大都市圏外の市区町村の条件不利区域以外の区域	山古志地域、小国地域、和島地域、栃尾地域及び川口地域に限る。
指定都市の条件不利区域以外の区域	全地域

備考

１　三大都市圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県の区域をいう。

２　条件不利区域とは、次に掲げる区域をいう。

(1)　離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条に規定する離島振興対策実施地域

(2)　奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定する奄美群島

(3)　山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項に規定する振興山村

(4)　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条第１項に規定する小笠原諸島

(5)　半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項に規定する半島振興対策実施地域

(6)　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第１項並びに第33条第１項及び第２項に規定する過疎地域

(7)　沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第１号に規定する沖縄